

市内でがんばる事業者を応援！

大阪府池田市ふるさと納税返礼品 事業者募集中

池田市内で提供・生産・製造している商品について、ふるさと納税の返礼品として登録することができます。ぜひご活用ください。

1

全国に発信

ふるさと納税の対象は広く、多くの方に自社商品をPRできます。

2

手数料無料

各ポータルサイト・ECサイトへの商品掲載手数料は市が負担します。

3

自社PRも

返礼品発送時に自社パンフレット等も同封可。送料も市が負担します。

4

市の税収に

ふるさと納税は、市への寄付です。魅力的な返礼品は市の収入アップにつながります。

対象となる商品・サービス



市内で提供している体験・サービス

例えば…宿泊施設利用券、ランチ、ディナーコースチケット、現地体験型チケット



市内で生産・製造している商品

例えば…市内での農産物、加工商品、雑貨、作品等

<注意事項：次の要件をすべて満たしている事業者が対象となります>

1. 市内に事業所等がある法人・団体・または個人事業者。
2. 各種法令等を遵守した生産、製造、加工、販売、またはサービスの提供を行っていること。
3. 市税等の滞納がないこと。
4. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

登録できる返礼品は「地場産品基準」という国の基準をクリアしたものとなります。まずはご相談ください。返礼品事業者の登録・発送の流れについては裏面をご覧ください。

返礼品登録までの流れ

2
カ
月
〜
3
カ
月
程
度

1. 申請書提出

事業者登録申請書に必要事項を記入し、必要書類と合わせて池田市ふるさと納税担当へ提出してください。

2. 返礼品審査

返礼品の登録申請があった場合、要件等を踏まえて総合的に審査を行います。なお、市の審査以外に国の審査もあり、両方クリアした場合のみ契約手続きとなります。

3. 契約締結

市と正式に契約を締結します。商品ごとの売買単価契約です。

4. 返礼品公開

各ポータルサイトに返礼品として商品を公開します。本市への寄付時の返礼品として選択できるようになります。

Point!

事前にご相談いただくと
その後の手続きが
スムーズになります



事業者登録に必要な申請書等は上記からご確認ください。

返礼品とは？

本市へご寄付をいただいた方へお送りする、お礼の品のことです。

お送りできる商品は、一定の基準があり、それを「地場産品基準」といいます。

本市で生産されたものはもちろん、本市でサービスを提供するもの等、幅広く登録できます。

Pick up!

- ・本市の魅力を発信し、交流人口拡大や地場産業の振興など、本市の返礼品として適当であること
- ・市内で生産、製造、加工、または原材料の主要な部分に市内の原材料を使用しているものであること
- ・品質及び数量の面において、安定供給が見込めること
- ・飲食物は、寄付者に返礼品が届いてからも、賞味期限または消費期限が一定期間保証されること
- ・宿泊、食事等のサービスを提供する場合、有効期限が発行日から最低半年以上あること
- ・その他、国の定める地場産品基準を満たしていること



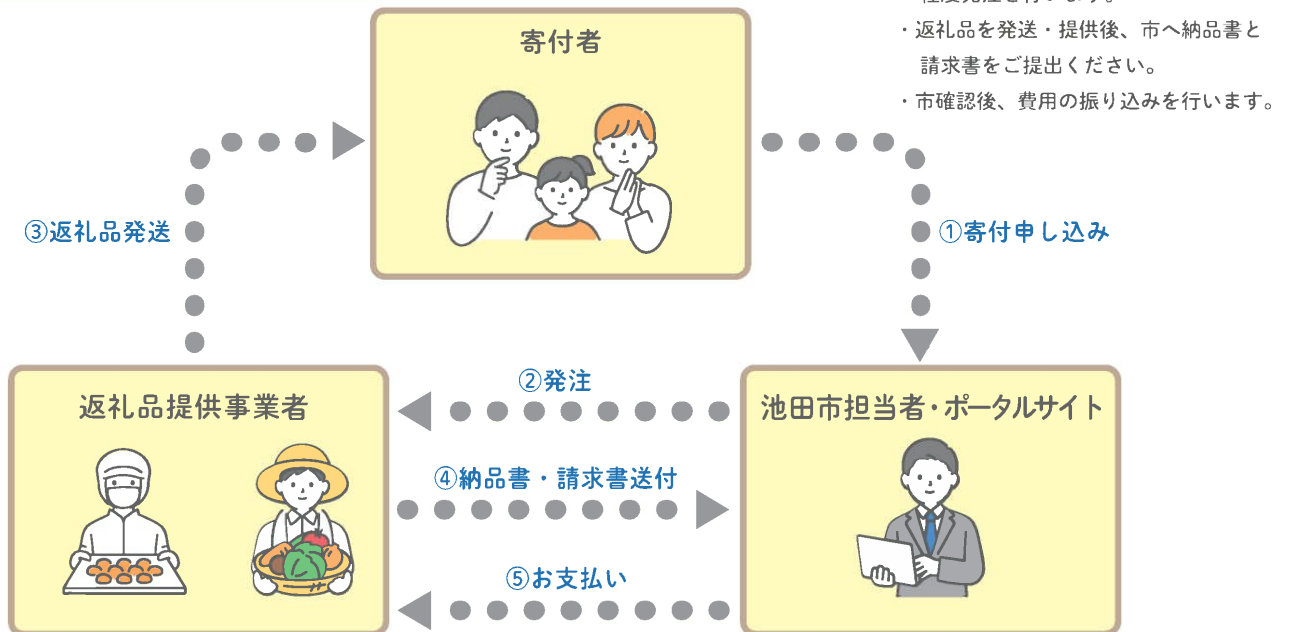
具体的には右のポータルサイトを
ご覧ください。



*ほかにもさとふる、楽天ふるさと納税、ふるなび、JAL、ANA等のサイトで掲載できます。

ふるさとチョイス

返礼品発送までの流れ



- ・寄付者から申し込みがあれば月2回程度発注を行います。
- ・返礼品を発送・提供後、市へ納品書と請求書をご提出ください。
- ・市確認後、費用の振り込みを行います。

【お問い合わせ・お申し込みは】 池田市 ふるさと納税担当

〒563-8666 大阪府池田市城南1-1-1

shoro@ikeda.osaka.jp

☎ 072-754-7005

